

2022年8月15日  
株式会社 東京金融取引所

## 日本円金利指標改革への対応について

平素は、当社市場の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、日本円金利指標改革への対応の一環として、「無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物」及び「無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引」の上場を検討しております。

上場時期は2022年度第4四半期（2023年1月～3月）を予定しております。

また、ユーロ円TIBORは2024年12月末に公表が停止されることが想定されておりますことから、ユーロ円3ヵ月金利先物の期先限月（取引最終日が2025年1月以降に到来する限月）の取引を停止し、あわせて、ユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引は、全ての限月について取引を停止することを検討しております。

本件に係る要綱（案）（\*）は、別紙1及び別紙2の通りです。

以 上

\*本資料に掲載の内容は、現時点の当社の案です。今般のパブリックコメントの結果や、今後の市場参加者との調整を含めた上場準備、当局への認可申請等を踏まえ、内容が変更となる可能性がございます。

項目	内容	備考
<p>I. 取引関連</p> <p>1. 取引の仕組み</p> <p>(1) 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物とは</p> <p>(2) 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引とは</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利参照四半期間の金利として、日本銀行が公表する無担保コールオーバーナイト物レートに基づき計算される日次累積複利を年率換算した数値を100から差し引いた数値を金融指標として呼び値を行う市場デリバティブ取引をいう。</li> </ul> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「金利参照四半期間」とは、各限月取引について、取引最終日が属する月の第3水曜日（同日を含まない。）からその3ヵ月前の月の第3水曜日（同日を含む。）までの期間とする。ただし、取引最終日が属する月の第3水曜日が日本の銀行休業日の場合は、その直後の日本の銀行営業日（同日を含まない）に終了し、取引最終日が属する月の3ヵ月前の月の第3水曜日が日本の銀行休業日の場合は、その直後の日本の銀行営業日（同日を含む。）から開始する。</li> <li>「無担保コールオーバーナイト物レート」とは、各営業日の翌営業日に日本銀行が確報として公表する無担保コールオーバーナイト物レート(毎営業日)のうち百分率で表示される「平均」の利率とする。</li> <li>「日次累積複利」の計算に際し、対象となる金利参照四半期間に属する各休業日についてはその前営業日の無担保コールオーバーナイト物レートを複利計算せずに適用する。</li> <li>「年率換算した数値」は、日次累積複利を対象となる金利参照四半期間に含まれる暦日数で除し、365を乗じて計算される百分率の数値（小数点以下第4位を四捨五入）とする。</li> <li>無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物を成立させることができる権利を当事者の一方が相手方に付与し、相手方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。</li> <li>取引の対象は、行使価格を約定価格とする権利行使対象先物限月取引の売付取引を成立させることができる権利（プットオプション）及び行使価格を約定価格とする権利行使対象先物限月取引の買付取引を成立させることができる権利（コールオプション）の2種類とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「法」という。）第2条第21項第2号に規定する市場デリバティブ取引とする。</li> </ul> <p>(例) 2023年6月限の金利参照四半期間 2023年6月21日(水)(同日を含む)～2023年9月20日(水)(同日を含まない)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な計算式については、別添1を参照。</li> <li>法第2条第21項第3号ロに規定する市場デリバティブ取引とする。</li> <li>権利行使対象先物限月取引とは、権利行使により成立する無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物をいう。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>2. 限月取引</p> <p>(1) 限月取引の数</p> <p>(2) 限月取引の期間</p> <p>(3) 取引開始日</p> <p>(4) 取引最終日</p> <p>(5) 決済期日</p> <p>3. 行使価格の設定</p> <p>(1) 行使価格の新規設定</p>	<p>① 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限月取引の数は、20 限月取引制とする。</li> </ul> <p>② 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限月取引の数は、5 限月取引制とする</li> </ul> <p>① 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各限月取引の期間は、5 年とする。</li> </ul> <p>② 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各限月取引の期間は、1年3か月とする。</li> </ul> <p>・各限月取引の取引開始日は、最初に決済期日が到来する限月取引の取引最終日の翌取引日とし、当該取引開始日の日中取引時間帯からあらたな限月取引を開始する。</p> <p>① 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各限月取引の取引最終日は、その日中取引時間帯が3月、6月、9月又は12月の第3水曜日（日本の銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。）に属する取引日とする。</li> </ul> <p>② 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各限月取引の取引最終日は、権利行使対象先物限月取引の取引最終日と同一とする。</li> </ul> <p>・取引最終日の日中取引時間帯の属する営業日の翌営業日（日本の銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。）を決済期日とする。</p> <p>・無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引において、あらたな限月取引に設定する行使価格は、取引開始日の日中取引時間帯の属する営業日の前営業日における公式終値に最も近接する0.125の整数倍の数値を中心に0.125刻みで上下6種類ずつ、合計13種類とする。</p>	<p>・取引日とは、本取引所の一営業日の前営業日に開始される夜間取引時間帯の開始時から当該一営業日に開始される日中取引時間帯の終了時までをいう。</p> <p>（例）2023年6月限の取引最終日 2023年9月20日（水） （この日の日中取引時間帯は、午前9時30分に終了）</p> <p>・具体例は別添の参考資料を参照。</p> <p>・公式終値とは、各営業日の夜間取引時間帯終了後、先物取引の限月取引ごとに、本取引所が算出のうえ公表する値をいう。</p>

項 目	内 容	備 考
(2) 行使価格の追加設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引において、本取引所は営業日ごとに、上記「(1) 行使価格の新規設定」に定める方法に従って、設定する行使価格を算定することとし、その結果既に設定している行使価格以外の数値がある場合には、当該数値を行使価格として追加設定するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、一度設定した行使価格の廃止は行わないものとする。</li> <li>本取引所が必要と認める場合には、行使価格の数を変更することができるものとする。</li> </ul>
4. 取引の成立方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>オークション方式を原則とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オークション方式とは、個別競争取引手法を示す。</li> </ul>
5. 呼び値の受付時間帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレオープン時間帯及び付合せ時間帯（日中・夜間取引時間帯）は、ユーロ円3ヵ月金利先物及びユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引と同様とする。ただし、各限月取引の取引最終日の日中取引時間帯は、午前8時45分から午前9時30分までとする。</li> </ul>	
6. 取引単位、呼び値及び値幅制限		
(1) 取引単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ベーシスポイント（値幅0.01）の価値=2,500円とする。</li> </ul> </li> <li>② 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引 <ul style="list-style-type: none"> <li>無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物の1取引単位とする。</li> </ul> </li> </ul>	
(2) 呼び値	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。</li> <li>呼び値の表示方法は、小数点以下第3位（1,000分の1単位で表示）とする。</li> <li>呼び値の最小変動幅は、0.001（0.1ティック=250円）とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレオープン中に出される成行呼び値については、寄付条件を付さなければならない。</li> <li>価格の継続性の維持及び取引参加者の誤入力防止の観点から、本取引所は別に定めるところにより、呼び値の受付を拒絶することができる。</li> <li>一度に発注できる数量の上限は99,999枚とする。</li> </ul>
7. 取引参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物又は無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引を行おうとする者は、円金利先物取引資格又は円金利先物遠隔地取引資格を取得しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーロ円先物取引資格及びユーロ円先物遠隔地取引資格は、それぞれ円金利先物取引資格、円金利先物遠隔地取引資格に名称を変更する。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<b>II 清算関連</b>  1. 証拠金・値洗い  2. オプション料の授受  3. 建玉及び決済  4. 権利行使  5. 清算参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーロ円3ヵ月金利先物及びユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引における制度と同様とする。ただし、オプション取引の清算値段は、本取引所が別添2のとおり定める理論価格とする。</li> <li>・ユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引における制度と同様とする。</li> <li>・ユーロ円3ヵ月金利先物及びユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引における制度と同様とする。ただし、無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物の最終決済価格は、別添1「無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物に係る金融指標の算出手法」により算出される数値とする。</li> <li>・ユーロ円3ヵ月金利先物オプション取引における制度と同様とする。</li> <li>・無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物又は無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引に係る本取引所の金融商品債務引受業の相手方となろうとする者は、金利先物等清算資格を取得しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理論価格の算出にあたって適用する金利「r」は、期間3ヵ月のユーロ円TIBORから、期間3ヵ月の日本円TIBORに変更する。</li> <li>・アメリカンタイプとする。</li> </ul>
<b>III 手数料関連</b>  1. 定率手数料  2. 委託手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物               <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として1取引単位あたり100円とする。</li> </ul> </li> <li>② 無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引               <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として1取引単位あたり50円とする。</li> </ul> </li> <li>・取引参加者が顧客から徴収する委託手数料の額は、あらかじめ当該取引参加者と当該顧客との間で定めるところによるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税等相当額は別途徴収するものとする。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<b>IV. その他</b> <b>1. ストラテジー取引</b>  <b>2. ブロック取引</b>  <b>3. ギブアップ</b>  <b>4. 値付取引参加者制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引参加者は、無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物についてストラテジー取引としてカレンダーズプレッドを行うことができる。</li> <li>・取引参加者は、無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物及び無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引についてブロック取引を行うことができる。</li> <li>・申込時間は、日中取引時間帯及び夜間取引時間帯の終了前の15分間を除いた付合せ時間帯（午前11時30分から午後0時30分を除く。）とする。</li> <li>・最低申込数量は100枚とする。</li> <li>・取引参加者は、無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物及び無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引についてギブアップ及びテイクアップをすることができる。</li> <li>・本取引所は、無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物及び無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物オプション取引を値付取引参加者制度における指定取引対象とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストラテジー取引とは、本取引所が定めるストラテジー取引の種類ごとの組合せに基づく売付取引又は買付取引を同時に成立させる取引をいう。</li> <li>・パック及びバンドルについては、上場当初は行わない。</li> <li>・ブロック取引とは、取引参加者が本取引所に対して申込みを行うことにより、オークション方式によらずに、同一限月の売付取引と買付取引とを同時に成立させる取引をいう。</li> <li>・ギブアップとは、取引参加者が自己のなした呼び値により成立させた取引について、その清算を他の取引参加者に行わせることをいう。</li> <li>・テイクアップとは、ギブアップに係る取引について、取引参加者がその清算を引き受けることをいう。</li> </ul>

以 上

## 無担保コールオーバーナイト 3 ヶ月金利先物に係る金融指標の算出手法

金融指標 = 100 - R

$$R = [ \prod_{i=1}^n \{ 1 + (r_i/100) \times (d_i/365) \} - 1 ] \times (365/D) \times 100$$

n : 金利参照四半期間に属する営業日数

i : 金利参照四半期間に属する各営業日（以下、「対象営業日」）について、初日から時系列に数えて i 番目の営業日を表す整数

$\Pi$  : 総乗記号を意味する

(例)  $\prod_{i=1}^n \alpha_i = \alpha_1 \times \alpha_2 \times \alpha_3 \times \dots \times \alpha_n$

$r_i$  : 営業日 i 日の金利として当該営業日 i 日の翌営業日に日本銀行が確報として公表する無担保コールオーバーナイト（毎営業日）のうち百分率で表示される「平均」の利率（「TONA」）

(例) 当該利率が 0.019%である場合、 $r_i=0.019$

$d_i$  :  $r_i$  が適用される金利参照四半期間に属する暦日数

営業日でない暦日（土曜日、日曜日など）は、当該暦日の直前の対象営業日の金利  $r_i$  が適用され、暦日数  $d_i$  に含める。

(例) 対象営業日が月曜日、火曜日、水曜日又は木曜日で翌暦日が営業日の場合、 $d_i=1$  日となる。対象営業日が金曜日で翌月曜日が営業日の場合、 $d_i=3$  日となる。

D : 金利参照四半期間に含まれる暦日数。  $\sum_{i=1}^n d_i$

R は、小数点以下第 4 位を四捨五入した数値とする。

## オプション理論価格算出式

コールオプションの理論価格（以下「C」とする。）及びプットオプションの理論価格（以下「P」とする。）は、次に定める方法による算出するものとする。

$$C = e^{-rt} [FN(d) - KN(d - \sigma\sqrt{t})]$$

$$P = C - e^{-rt} (F - K)$$

なお、dは次の式により計算するものとする。

$$d = [\ln(F/K) + \sigma^2 t/2] / \sigma\sqrt{t}$$

(注) 当該算出式における各記号の意味は次のとおりとする。

- F : 権利行使対象先物取引限月のユーロ円3ヵ月金利先物又は無担保コールオーバーナイト3ヵ月金利先物の清算価格
- e : 自然対数の底
- t : 権利行使日までの日数/365
- K : 行使価格
- $\sigma$  : 銘柄ごとに本取引所が定めるところにより算出するインプライド・ボラティリティを100で除した値
- r : 全銀協TIBOR運営機関が当該日に公表する期間3ヵ月の日本円TIBORを100で除したのち、小数点以下第3位を四捨五入した値
- N(x) : 値がxのときの標準正規分布の累積密度
- ln : 自然対数



## オプション取引の取引最終日及び対象原資産の具体例

オプション取引			対象原資産		
取引の種類	限月取引	オプション取引の取引最終日	原資産先物	対象限月	先物限月の取引最終日
無担保コールオーバーナイト 3ヵ月金利先物オプション取引	2023年6月限	2023年9月20日(水) (午前9時30分まで)	無担保コールオーバーナイト 3ヵ月金利先物	2023年6月限	2023年9月20日(水) (午前9時30分まで)
<b>【ご参考】</b> ユーロ円3ヵ月金利先物 オプション取引	2023年6月限	2023年6月19日(月) (午前11時00分まで)	ユーロ円3ヵ月金利先物	2023年6月限	2023年6月19日(月) (午前11時00分まで)

## ユーロ円 3 ヶ月金利先物の期先限月及びユーロ円 3 ヶ月金利先物オプション取引の取引停止について（案）

2022 年 8 月 15 日

株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
1. 取引停止とする商品及び限月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーロ円 3 ヶ月金利先物 取引最終日が 2025 年 1 月以降に到来する限月（以下、「期先限月」という。）</li> <li>ユーロ円 3 ヶ月金利先物オプション取引 全ての限月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品が原資産に用いている全銀協 TIBOR 運営機関が公表するユーロ円 TIBOR は、2024 年 12 月末に公表停止となることが想定されている。</li> </ul>
2. 取引停止日	<ul style="list-style-type: none"> <li>2022 年度第 4 四半期（2023 年 1 月～3 月）における本取引所が別途指定する日を取引停止日とする予定である。</li> </ul>	
3. 取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引停止日の前営業日午後 8 時をもって、ユーロ円 3 ヶ月金利先物の期先限月及びユーロ円 3 ヶ月金利先物オプション取引の全ての限月の付合せを停止する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者は、取引停止日以降、取引が停止された限月取引を行うことはできない。</li> <li>取引参加者は、取引停止日の前営業日午後 8 時迄に建玉を解消する必要がある。</li> </ul> <p>（例）2023 年 3 月 20 日（月）を取引停止日とする場合、2023 年 3 月 17 日（金）午後 8 時迄に建玉を解消する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引の停止日以降に建玉が存在する場合には、本取引所が定める価格にて建玉を決済する。</li> </ul>

以 上